

あいら清掃センター改修事業に伴う
地域計画及び長寿命化計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和4年8月

始良市 生活環境課

問い合わせ・提出先

〒899-5241 鹿児島県始良市加治木町木田 5348 番地 26

あいらクリーンセンター内

始良市役所 市民生活部

生活環境課 施設管理係

TEL・0995 - 62 - 2801 FAX・0995 - 63 - 2640

E-mail : s-kanri@po5.synapse.ne.jp

あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び 長寿命化計画策定業務委託・プロポーザル実施要領

あいら清掃センター改修事業に伴う「循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）及び長寿命化計画の策定業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、業務に対する実績・経験等を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 業務名 あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務
- (2) 履行場所 生活環境課 施設管理係
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月20日まで
- (4) 概要 始良市が計画しているあいら清掃センターの改修事業に伴い地域計画及び長寿命化計画を策定する業務
- (5) 業務内容 別に定める「あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託・仕様書」のとおり
- (6) 見積限度額 見積限度額は8,150,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）とする。
- (7) 委託料の支払方法
令和4年度 部分払い（年度出来高に応じて予算の範囲内で支払うものとする。）
令和4年度の成果品として、年度報告書（令和4年度分）を提出のこと。
令和5年度 完成払い
- (8) 最低制限価格 最低制限価格は設けないこととする。

2 参加資格

参加表明書の提出者に要求される資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の公告日から受託者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格者の指名停止に関する要領（平成22年始良市訓令第56号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 現行の始良市入札参加資格「土木関係建設コンサルタント（環境調査）」を有する者であること。
- (4) 共同事業体（JV）を構成し、参加表明書等を提出することは不可とする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること及び同条第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注する、ごみ処理施設等の「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務を元請として受注（現在、履行中の業務を含む）した実績を有すること。
- (8) 本業務の実施に際し、次のア～ウに示す条件を満たす者を配置できること。また、いずれも3か月以上直接雇用している者を配置できること。
 - ア 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）で定める技術士「総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理」の資格を有する者とし、本業務と同種業務（「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務）を過去10年以内に1件以上、管理技術者として実施した経験を有する者
 - イ 照査技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）で定める技術士「総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理」の資格を有する者
 - ウ 管理技術者及び照査技術者とは別に、担当技術者を配置する。
 - エ 配置は必須としないが、建築技術者を配置する場合は評価の対象とする。なお、配置する場合の建築技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者とし、本業務と同種業務（長寿命化（総合）計画策定業務）を過去10年以内に1件以上、実施した経験を有する者とする。

3 スケジュール（予定）

内 容	日 時 等
公募書類の交付 （公告期間）	令和4年8月17日（水）～令和4年9月1日（木） ※始良市ホームページからダウンロード
質問の受付期間	令和4年8月26日（金）17時まで
質問に対する回答	順次ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和4年9月1日（木）17時まで
提案書の提出期限	※参加資格確認後 令和4年9月12日（月）17時まで
プレゼンテーション・ ヒアリング	令和4年9月22日（木）午前中を予定 ※新型コロナの感染状況次第ではリモートで実施 する可能性がある。
審査結果の通知	令和4年9月26日（月）（予定）

※現段階におけるスケジュール（予定）であり、プレゼンテーション・ヒアリング以降のスケジュールについては変更する可能性がある。

4 公募書類の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の公募書類は、始良市公式ホームページで公表・配布し、窓口及び郵送での配布はしない。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 各様式集

5 参加表明書の提出等

(1) 本プロポーザルに参加する意思がある者は、次の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務実績調書（様式第3号）
- エ 技術者一覧表（様式第4号）
- オ 配置予定技術者調書（様式第5号）

(2) 提出期限 令和4年9月1日（木）17時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

- ア 「公募型プロポーザル参加表明書在中」と明記した封筒に同封すること。
- イ 持参の場合の受付時間は8時30分から17時まで（土・日を除く）。

- ウ 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先

〒899-5241 鹿児島県始良市加治木町木田 5348 番地 26
あいらクリーンセンター内 始良市役所 市民生活部 生活環境課
施設管理係 宛

6 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第6号）により、ファックス又は電子メールにて提出すること。なお、現場説明会は実施しない。また、質問内容によって、事業者の選定に公平性が保てないと判断される場合には、回答しないことがある。

- (1) 質問の受付期限 令和4年8月26日（金）17時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式第6号）に記入して、ファックス又は電子メールにて提出すること。（電話等で必ずメールの受信確認をすること。）
- ア FAX 番号：0995 - 63 - 2640
- イ 電子メールアドレス：s-kanri@po5.synapse.ne.jp
- (3) 回答方法 期限までに到達した質問事項に対する回答は、順次、始良市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

参加資格を確認後、提案書の提出依頼を受けた者は、次のとおり提案書等を提出すること。また、作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。なお、参加資格の確認結果は、確認後直ちに電子メール等により通知する。

- (1) 提出書類
- ア 提案書提出届（様式第7号）：1部
- イ 提案書（様式任意）：10部（A4版）
- ※次の（ア）～（エ）に掲げる内容を網羅すること。
- （ア）本業務の実施方針
- （イ）本業務の実施体制
- （ウ）本業務の実施スケジュール
- （エ）「地域計画」及び「長寿命化計画」策定業務における専門能力やノウハウを生かした独自の技術提案
- ウ 参考見積書（様式第8号）：1部
- ※消費税及び地方消費税を除いた額で記入すること。
- ※積算内訳（様式任意）を添付すること。

- (2) 提出期限 令和4年9月12日(月)17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送
 - ア 「提案書在中」と明記した封筒に同封すること。
 - イ 持参の場合の受付時間は8時30分から17時まで(土・日を除く)。
 - ウ 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 参加表明書の提出先と同じ

8. 審査方法

(1) 選定委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため「あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

なお、提案書を提出した事業者が1社の場合にあっても、質問の回答を実施の上、選定委員会の審査により当該事業者の選定の可否を決定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 実施日 令和4年9月22日(木)午前中を予定

※実施場所・時間等は後日通知する。

イ 選定委員会での審査は非公開とする。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの手順

(ア) 出席者は管理技術者を含め計3名以内とする。

(イ) プレゼンテーションは、参加者が提出した提案書等(拡大したもの、又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可)のみを使用し、新たな資料提示は認めないものとする。

(ウ) スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、スライド用のパソコンは持参すること。

プロジェクターは「Canon LV-WX300UST」を使用するため、パソコンとの互換性、入力端子等について確認しておくこと。

(エ) プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に選定委員会委員からのヒアリング(質疑)を10分程度行う予定とする。

(オ) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、プレゼンテーション・ヒアリングをリモートで行う場合がある。

(3) 審査基準

ア 審査項目及び審査基準の概要は、別表1のとおりとする。

イ 提案書の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、小数点以下第2位を切り捨てとし、小数点第1位までの

点とする。

ウ 企業評価、技術者評価、提案内容評価の合計点が1位の者を受託候補者として最優秀者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受託候補者とする。

エ 採点結果が同点の場合には、選定委員の投票とする。

(4) 選考結果

選考結果は、令和4年9月26日(月)(予定)までに、始良市のホームページで公表するとともに、書面で通知する。また、1位の受託候補者は事業者名と得点、それ以外の者は事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

なお、審査結果に関する審査請求は、受け付けない。

9 費用負担 プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

10 業務委託契約の締結

(1) 契約の交渉

審査の結果、最優秀者となった提案者と契約の交渉を行う。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の受託候補者と契約交渉を行う。

(2) 契約の締結

当該業務委託に係る契約方法は随意契約とし、1の(6)の見積限度額の範囲内で、様式第8号により提出された参考見積価格に消費税を加算した額を上限として締結する。なお、契約保証金は、始良市契約規則(平成22年始良市規則第45号)第36条の規定に該当する場合は、免除する。

11 その他の事項

(1) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却せず、市の業務目的以外には使用しない。また、開示請求については、不開示情報を除いて、原則開示する。

(2) 辞退の取扱い

提案書の提出を辞退しても、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いをすることはない。

(3) 提出期限以降の提案書の差替え、または再提出は認めない。また、提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者に選定され契約を締結した後であっても、本契約を破棄することが

できる。

- (5) 本業務の再委託は認めないものとする。
- (6) プロポーザルに係る著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、最優秀者となった提案書及び委託成果品、資料の著作権については始良市に帰属するものとする。
- (7) 無効となる提案
 - 次にいずれかに該当する場合は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 参考見積書の価格が見積限度額を超過している場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載がなされた場合及び社会通念上看過できない行動があった場合
 - エ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
 - オ 選定委員又は関係者にプロポーザルに対する不当な活動を行ったと認められる場合
 - カ 地方自治関係法令及び本実施要領に違反した場合
 - キ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

別表1 評価項目及び評価基準

区分	評価項目	評価基準	様式	配点
企業評価	信頼性	会社概要における信頼性等	様式第2号	15
	業務評価	ごみ処理施設に係る「地域計画」及び「長寿命化(総合)計画」策定業務の受託件数等	様式第3号	
技術者評価	管理技術者の業務実績等	主任技術者が担当したごみ処理施設に係る「地域計画」及び「長寿命化(総合)計画」策定業務の受託件数及び保有する資格・経験年数等	様式第5号	35
	照査技術者の業務実績等	照査技術者が担当したごみ処理施設に係る「地域計画」及び「長寿命化(総合)計画」策定業務の受託件数及び保有する資格・経験年数等		
	配置予定の技術者の業務実績	配置予定技術者の数・資格者・経験年数等	様式第5号	
		配置予定技術者のうち「建築技術者」の配置の有無等	様式第5号	
提案内容評価	本業務の実施方針	業務の目的や業務内容の理解度 業務遂行にあたっての基本的な考え方		50
	本業務の実施体制	業務に係る人員配置、業務フロー		
	本業務の実施スケジュール	業務に係る工程の信頼性・確実性		
	独自の技術提案	「地域計画」及び「長寿命化(総合)計画」策定業務における専門能力やノウハウを生かした独自の技術提案		
	ヒアリング・質疑応答	業務の理解度、取組み意欲 説明質問に対する応答の的確性など		
合 計				100

様式第 1 号

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊦

あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託・公募型プロポーザルについて必要書類を添えて参加を表明します。

なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

番号	内 容	確 認
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の該当・非該当	該当・非該当
2	指名停止の有・無	有 ・ 無
3	始良市の入札参加資格「土木関係建設コンサルタント（環境調査）」の有・無	有 ・ 無
4	暴力団又は暴力団員と密接な関係	有 ・ 無
5	民事再生法の規定による再生手続開始又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立て	有 ・ 無
6	ごみ処理施設等の「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務の受注実績	実績有・実績無

※添付書類

- 1 会社概要（様式第 2 号）
- 2 「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務実績調書（様式第 3 号）
- 3 技術者一覧表（様式第 4 号）
- 4 配置予定技術者調書（様式第 5 号）

連絡先（必ず記入してください。）

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

様式第2号

会社概要調書

令和4年 月 日現在

商号又は名称	
所在地	〒 TEL : FAX :
代表者職氏名	
設立年月日	
資本金	千円
従業員数	従業員 名 (廃棄物分野担当 名)
会社の沿革	
業務内容	
特記事項	その他特記事項があれば記載する。

注：会社の概要が分かる資料（会社案内等）を添付してください。

所属技術者の状況

令和4年 月 日現在

技術士「	部門」	名
技術士「	部門」	名
技術士「	部門」	名
建築士「一級建築士」		名
	合計（上記延べ人数）	名

注：部門ごとに、延べ人数を記載（1人の技術士が複数の資格を有する場合は、各欄にカウントして記入すること）

様式第3号

「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務実績調書

NO	業務名	発注者	契約期間	業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1：地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が発注したごみ処理施設の「地域計画」及び「長寿命化（総合）計画」策定業務を元請として受注（現在、履行中の業務を含む）した業務の実績について記入すること。

注2：記載する業務実績件数は、10件を上限とする。

注3：記載した業務については、該当する業務が確認できる書類として、契約書、委託仕様書の写し、並びに業務が完了又は受注したことが確認できる書類の写しを添付すること。ただし、完了又は受注が確認できるものがない場合に限り、契約書等のみの添付で可とする。

※ 実績確認書類で上記に示す実績が確認できないものは、書類選考の対象外になる。

様式第4号

技 術 者 一 覧 表

番号	技術者氏名	技術士資格（登録番号）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

注1：提出日現在で15名を上限として記載し、技術士資格（建築士資格を含む）登録証又は合格証の写しを添付すること。

注2：3か月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

注3：「技術者資格」の欄は、技術士法に規定する衛生工学部門等の資格を記載すること。また、技術士資格名称の後に（登録番号）の順で登録番号を記載すること。

様式第5号

配置予定技術者調書

管理 技 術 者	氏 名	
	所 属	
	技術士資格（登録番号）	
	業 務 実 績	
照 査 技 術 者	氏 名	
	所 属	
	技術士資格（登録番号）	
	業 務 実 績	
担 当 技 術 者	氏 名	
	所 属	
	技術士資格（登録番号）	
	業 務 実 績	
担 当 建 築 士	氏 名	
	所 属	
	技術士資格（登録番号）	
	業 務 実 績	

- 注1：管理技術者及び照査技術者は、本業務の担当技術者を兼ねることはできない。
- 注2：「技術者資格」の欄は、技術士法に規定する衛生工学部門等の資格を記載すること。
また、技術士資格名称の後に（登録番号）の順で登録番号を記載すること。
- 注3：担当技術者が複数名の場合は、適宜、欄を追加して記載すること。
- 注4：担当建築士は、配置可能な建築士がいる場合に限り記載すること。（必須項目ではありません。）
- 注5：3か月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

様式第6号

質 問 書

令和 年 月 日

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊦

あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託・公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

実施要領、仕様書等の該当箇所	質 問 内 容

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

連絡先（必ず記入してください。）

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

令和 年 月 日

提 案 書 提 出 届

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊦

あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託・公募型プロポーザルに下記の書類を添えて参加します。

なお、書類の記載内容については、事実と相違ないことを証明するとともに、虚偽の事項があった場合にはいかなる措置を受けても異議がないことを誓約します。

記

○ 添付書類

- 1 提 案 書 (様式任意)
- 2 参考見積書 (様式第8号)

連絡先 (必ず記入してください。)

担当部署名

担当者名

電話

Fax.

E-mail

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

始良市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書及び氏名

㊦

あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託に関するプロポーザルについて、見積書を提出します。

	百万		千			円	
地域計画及び長寿命 化計画策定業務委託							

注1：消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

注2：先頭数字の左欄に必ず「¥」を記入すること。

注3：積算内訳（様式任意）を添付すること。